

Q

最近よく「予防法務」という言葉を耳にしますが、具体的には
 どういったことをするものなのでしょうか。



A

「予防法務」とは将来に万が一法的なトラブルが発生した場合、事態の泥沼化を食い止めるために法律知識のノウハウを駆使して事前に適切な措置をとっておくことです。主に企業法務の分野において使われる言葉で、トラブルが起きないように事前に弁護士に相談して対処していく発想をいいます。例えば当事務所では、医療・介護・建設現場などの事故につながりかねない「ヒヤリ・ハット事例」への対応やクレーマー対策などについて、弁護士の立場から詳しい情報を提供しています。

企業や団体のコンプライアンスに関わる事案にも対応しています。知らずに違法な行為やそれに近いことをして社会的信用に関わるケースがあります。昨年5月に施行された改正個人情報保護法では、新たに適用対象となる企業が一気に増えたこともあって、当事務所でもサポートできる体制を整えています。

この他にも、企業間のトラブルとなりやすい契約関係の事案のみならず、会社の就業規則の整備を含めた労務管理や株主対応など企業法務においてできる「予防法務」は多岐にわたります。個人の場合では遺産相続や遺言書作成などが、将来のトラブルを防ぐという意味で「予防法務」と言えるでしょう。

いずれにしても、「予防法務」は病気と同じように早めの対策を行うことが肝心です。問題の大小を問わず、「ちょっと気になる」と思ったらためらうことなく弁護士に相談してください。

弁護士

伝統と実績

少子高齢化に伴い所有者不明の土地が増えてきていて、その面積は今や全体で九州の面積を上回る程だそうです。そのため国において、知事に一定の強制権限を与えて所有者不明土地の利活用を促進することとした新しい法律の制定が進められています。これまでの不動産を資産と見る価値観が変わってききましょう。

画期的なことであり、今後土地所有権の在り方そのものが大きく見直されることとなります。目が離せません。

安永法律事務所

(佐賀県弁護士会所属)

所長 安永 宏

佐賀市松原1-4-28

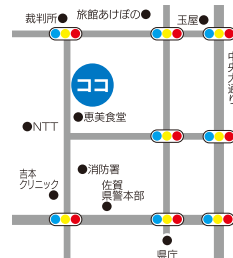
AM8:30~PM5:30

休/土・日曜日・祝日

<http://www.yasunaga-law.jp>

☎0952-23-2465

駐車場
完備



弁護士 安永 宏

弁護士 安永 恵子 弁護士 安永 治郎

弁護士 藤崎 純一 弁護士 森 公照